

官庁営繕事業

平成28年度				事後評価	
事業名（箇所名）	堺地方合同庁舎	担当課	営繕部 技術・評価課	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
		担当課長名	古谷 正		
実施箇所	大阪府堺市堺区南瓦町23他				
該当基準	事業完了後2年間が経過した事業				
事業諸元	・敷地： 5,976 m ² ・構造： 地上鉄骨造、地下鉄骨鉄筋コンクリート造 地上14階地下2階建 ・規模： 22,926 m ²				
事業期間	事業採択	平成 21 年度	完了	平成 25 年度	
総事業費（億円）	74				
目的・必要性	<解決すべき課題・背景> 大阪法務局堺支局、大阪保護観察所堺支部、大阪地方検察庁堺支部・堺区検察庁、堺税務署、堺労働基準監督署、堺公共職業安定所は、経年による老朽化や業務量の増大による狭隘化が進み利用者の利便性が図られておらず業務効率の低下が見られる状況に加え、耐震性能が不足しており大規模地震時の安全性が確保されていない状況であり、堺公共職業安定所においては、借用返還が必要な状況であった。また、堺東瓦町2丁目地区市街地再開発事業等との連携を図り、中心市街地活性化を図るためシビックコア地区における行政ゾーンの整備が求められた。 このため、早急に新たな庁舎を整備する必要があることから、利用者の利便性・業務効率の向上、耐震安全性の確保のため合同庁舎として一体的に整備するものである。				
社会経済情勢等の変化	<政策体系上の位置付け> ・政策目標：地域連携、官庁施設の安全性、利便性、業務効率の向上。 ・施策目標：社会性・環境保全性・機能性・防災性・経済性に配慮した官庁施設の整備。				
社会経済情勢等の変化	本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。				
事業の効果の発現状況	・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・地域性・景観性・環境保全性・ユニバーサルデザイン・防災性及び耐用・安全性について、特に充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。				
事業実施による環境の変化	環境負荷低減への取組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。				
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はない。			
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で改善措置の必要性はない。			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	現時点で見直しの必要性は見られない。				
その他	<第三者委員会の意見・反映内容> 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。				

施設名： 堺地方合同庁舎

事業場所： 大阪府堺市堺区南瓦町23他

概要図
(位置図)

